

正量部の非随眠説

—*Saṃskṛtāsaṃskṛta-viniścaya* 第16章—

並 川 孝 儀

インド部派仏教において一つの有力な部派である正量部の実態は、今日まで補特伽羅論を中心とした特定の思想に止まり、他の思想内容に関してからはほとんど知られていない。この研究の進展を妨げる唯一の理由は、正量部の実態を伝える資料の過少によるものである。

そこで、筆者は従来知られていなかった正量部の思想を伝える資料としてチベット訳のみに現存する *Daśabalaśrīmitra* 作による

Saṃskṛtāsaṃskṛta-viniścaya (以下 SAV) (*'dus byas dañ 'dus ma byas rnam par ñes pa*)

という文献⁽¹⁾の存在を提示し、その中に紹介される相当量の正量部関係の資料を明らかにしようとするものである。

全35章より成る SAV における正量部関係の記述は

第16章「非随眠決択」(*anauśaya-viniścaya*)

第17章「随眠決択」(*anuśaya-*)

第18章「非福決択」(*apuṇya-*)

第19章「福決択」(*puṇya-*)

第20章「不動業決択」(*āniñjyakarma-*)

第21章「聖諦決択」(*āryasatya-*)

の6章分と他章で断片的に紹介される5箇所とである。この中、第17章「随眠決択」⁽⁴⁾に関しては既に公にしており、本小論では、第17章と対となった第16章「非随眠決択」⁽⁵⁾について考察し、正量部の説く非随眠説の一端を窺い知ろうとするものである。以下において、第16章の概説並びにその和訳を試みる。

1

第16章「非睡眠決択」の説示内容は、以下の構成より成る。

- (1) 法、相、界、所断という4種の規定 (vyavasthāna) の紹介
- (2) 法の規定
- (3) 相の規定
- (4) 界と所断の規定
- (5) 諸門分別
- (6) 識の輪の相生

この中、(5)諸門分別では大遍行、小遍行、小地の3種と大遍行、大遍行相似、小遍行、小遍行相似、小地の5種とによる分類がなされている。また、諦障の十門が説かれる。尚、第16章では説かれていないが、第17章「睡眠決択」中に非睡眠は大所縁性、大因性、大具足性との3種であると示される如く、非睡眠は遍行の相からも分類されている。

(6)識の輪の相生では、六識各々における識の輪の相生とその破壊が論じられ、それを善、不善、無記の三性との別による分類、染汚・不染汚や律儀・不律儀との相応関係、界と所断による区別等の諸々の点より説示されている。この部分は、量的に言えば第16章の半分以上を占めているが、直接非睡眠と関係する訳でもなく、この説示が何故この章で説かれるのか不可解である。この説示に関しては別稿で詳述したい。尚、この部分の訳出に当っては理解が困難な箇所もあり、十分とは言えない訳も存在するが、その点は御容赦願いたい。

2

ここでは、本章で非睡眠と規定される諸法を紹介するが、その諸法は21種であり、以下に列挙する。尚、チベット訳に異訳が存在する場合はそれも記す。

- (1) 不信 (ma dad pa, āsradhdhya)
- (2) 無慚 (ño tsha ba med pa, āhrīkya)

- (3) 誑 (sgyu, māyā)
- (4) 諂 (gyo, śāṭhya)
- (5) 不察 (ma brtags pa *or* gzu lums, aniścita⁽⁷⁾)
- (6) 掉挙 (rgod pa, auddhatya)
- (7) 放逸 (bag med pa, pramāda)
- (8) 惛沈 (rmugs pa, styāna)
- (9) 下劣 (zum pa, lina)
- (10) 無愧 (khrel med pa, anapatrāpya)
- (11) 大執 (ches 'dzin pa, ?)
- (12) 瞢憤 (sñoms las, tandrī)
- (13) 睡眠 (gñid, middha)
- (14) 嫉 (phrag dog, irṣyā)
- (15) 悔 ('gyod pa, kaukṛtya)
- (16) 覆 ('chab pa *or* mi ston pa, mrakṣa)
- (17) 僞 (dregs pa, mada)
- (18) 慳 (ser sna, mātsarya)
- (19) 不忍 (mi bzod pa, akṣānti)
- (20) 恨 (khon du 'dzin pa, upanāha)
- (21) 食不調性 (zas kyi rgyags pa, bhakte 'samatā)

この非随眠とは如何なるものであるのかを考察するに当って、先ずそれを構成している上記21種の諸法と構成面から見て比較的相似している分類概念と対比するが、この非随眠と最も法の構成から見て相似しているのは随煩惱である。そこで、非随眠の諸法と俱舍論に見られる随煩惱 (upakleśa) 19法と比較する。非随眠と随煩惱の両者間において、不信、無慚、誑、諂、掉挙、放逸、惛沈、無愧、睡眠、嫉、悔、覆、僞、慳、恨の15法が対応する。尚、これら諸法について、定義に多少の相違が見られるが、その内容の詳細なる言及はここでは省略する。

これら15法以外の不察、下劣、大執、瞢憤、不忍、食不調性の6法は随煩惱に対応しないのであるが、これら6法の中、瞢憤、不忍、食不調性は『法蘊足

論』雜事品で説かれる雜事の中に見い出すことができる。ここで、この3法に
関して『法蘊足論』の定義と SAV の定義を各々比較しておく。

瞽愼は、『法蘊足論』で

「云何瞽愼。謂身重性，心重性，身無堪任性，心無堪任性，……総名=瞽愼⁽⁸⁾。」

SAV では

「瞽愼は鈍重な行為，即ち生起することが鈍重なことという意味である。
それは2種あり，即ち次の如くである。心の行為が鈍重であるものは，正
しく纏である。劣った身の表〔業〕の方は表〔業〕の自性である。」

と定義する。SAV に説かれる意味から，この法は懈怠 (le lo, kauśīdyā) と
も考えられないことはないが，チベットの訳語も異なっており，ここでは『法
蘊足論』の瞽愼と対応するものとする。

不忍は『法蘊足論』で

「云何不忍。謂有=一類。不_レ能_二堪_一忍寒熱飢渴風雨蚊虻蛇蝎惡觸及余苦
事。復有=一類。於_下他暴惡能_二發_一自身猛利剛獷切心奪命辛楚苦受_一凶勃穢
言_上，不_レ能_二堪_一忍。即此及前総名=不忍⁽⁹⁾。」

SAV では

「不忍は苦しみなどを耐え忍ばないことである。それは2種あり，即ち次
の如くである。冷たいことなどの苦痛に耐え忍ばないこと，他者が害を与
えることに耐え忍ばないことである。この兩者の中，他者が害を与えるこ
とに耐え忍ばないことが纏である。他は〔纏では〕ない。」

と定義され，兩者はほぼ一致している。

食不調性は『法蘊足論』で

「云何食不調性。謂以=不食，或食過量，或食匪宜，而生=苦受，総名=
食不調性⁽¹⁰⁾。」

SAV では

「食物を過度に摂取することによって迷悶することが食不調性である。そ
れは2種あり，即ち次の如くである。身の表〔業〕の自性と，心から生じ
る時の纏とである。」

と定義され、これも両者全く一致している。

これら瞋憤、不忍、食不調性は、有部において最初期に取り上げられた煩惱ではあったが、俱舎論に至っては煩惱の分類から削除されたもので、正量部はこれら3法を非随眠の範疇に取り入れていることが判る。このように見てくると、結局、不察、下劣、大執の3法が、いずれの文献にも見い出されない煩惱であり、正量部のみがそれらを煩惱として非随眠の範疇に入れたものであると知れる。今、ここでこの3法の定義を紹介するが、この中、不察と大執の訳は、術語として他に例を見ないためチベット語の意味や定義内容から便宜的に施したものであることを断わっておく。

不察：「不察とは正しく観察しないことである。普く観察することによって生じる相続には煩惱は生じないのである。」

下劣：「下劣は劣ったものの相、即ち心が収縮する自相である。この劣ったものは、事物に執着することが衰弱することから大抵生じるのである。」

大執：「大執は〔悪〕見を捨てないこと、即ち諸々の〔悪〕見などが正しいものでないとの見解を捨てないことである。」

SAVの非随眠は、俱舎論における随煩惱に対応する不信等15法と、雑事の法に対応する瞋憤等3法と、そしてそれに不察、下劣、大執という正量部独自の3法が加えられ、以上の21法より構成されていることが判明する。

3

ここでは、章題の非随眠についてその意味を考察するが、その場合、先ず第17章で説かれる随眠の意味が如何なるものであるのかを見て、その関連より非随眠の意味を考えなければならない。正量部の説く随眠、非随眠の規定が如何なるものか、以下で論じる。

先ず、随眠に関しては第17章の末尾に

ñon moñs pa'i bdud kyi sdo tshogs de rnams ni gañ 'gro ba ma lus
pa'i kun nas ñon moñs pa'i rgyu'o. (D. 214b⁷, P. 140b⁶)

煩惱の悪魔の軍衆〔である随眠〕それらはすべての境界の雑染の原因であ

る。

と、随眠はすべての境界の雑染の原因であるとの一般的定義が見られるが、SAV には更に一層明確に正量部の随眠の考え方を明示する定義が見られる。それは第21章「聖諦決択」中において

de'i phyir de ltar 'khor ba'i rgyu'i gtso bo ni ñon moñs pa'o. ñon moñs pa'i sa bon du gyur pa ni bag la ñal lo. bag la ñal med pa las, las dañ skye ba zad par 'gyur źiñ, sdug bsñal grol bar 'gyur ro. (D. 226a²⁻³, P. 155b²⁻³)

それ故に、そのように輪廻の原因の実体は煩惱である。煩惱の種子となったものが随眠である。随眠がなくなれば、業と〔それによって得た〕生存を断ちつつ、苦を解脱するものとなるのである。

との如く、先ず輪廻の原因の実体を煩惱とし、その煩惱の種子(bija)を随眠と規定していることが判明する。この規定は、説一切有部⁰¹や大衆部⁰²等と異なり、經量部⁰³の立場と軌を一にするものであり、正量部の随眠説を知る極めて重要な定義である。

非随眠に関しては、唯一第17章で記述される以下の文章からその大凡の意味が探れる。

bag la ñal ma yin pa rñams ni chen po ñid gsum ste, 'di ltar. dmigs pa chen po ñid dañ rgyu chen po ñid dañ kun tu ldan pa chen po ñid do. gañ gi phyir de ni gañ du rjes su ñal bar mi byed ciñ, kun nas dkris ba tsam ñid yin pa'i phyir ro. (D. 214b⁴⁻⁵, P. 140b²⁻³)

諸々の非随眠は大性が三〔種〕である。即ち次の如くである。大所縁性と大因性と大具足性である。何の故に、ここにそれは随眠しないのか〔と言えば、それは〕纏のみであるが故である。

これは随眠の大遍行等の相を説明する際に、諸遍行等と大所縁性、大因性、大随眠性、大具足性の4種の大性との相応関係を述べるところで非随眠に関して説示している部分である。この説示に従うと、非随眠は随眠しないものとされ、随眠の反立概念と規定されている。その理由は、非随眠が纏(paryavasthāna)であることによるものと定義付けられている。このことと前述した随眠の

規定との両者から考察すると、随眠とは煩惱が現行していない睡れる状態を言い、非随眠とは煩惱が現行している覚めた状態を示唆するものと考えられ、この限りにおいては経量部説と同一と言える。

ところが、この第17章での非随眠は纏であるという説示と第16章での非随眠の記述と比較すると、両者は必ずしも一致しない。第16章では非随眠21法すべてが纏とされるのではなく、その中の12法のみが纏とされ、他の9法は纏と説示されていないからである。この12法は法それ自体が、如何なる場合においても纏なのではなく、条件を付けて規定される。即ち、誑、諂、不察、掉挙、放逸、惛沈、睡眠、悔、憍の如く、それが染汚である時に纏とし、そして悔のように不染汚の時は非纏とし、また膏憤、食不調性の如く心から生起した場合を纏としている。このように説明に多少の相異はあるものの、非随眠が染汚と相応する法が纏とされる。正量部の唱える纏は以下の12種である。

〔十二纏〕 誑、諂、不察、掉挙、放逸、惛沈、膏憤、睡眠、悔、憍、不忍、食不調性

纏については、説一切有部の八纏（無慚、無愧、嫉、慳、掉挙、悔、惛沈、睡眠）や十纏（八纏に忿、覆が加えられる）が知られるが、これと正量部説を比較すると、掉挙、惛沈、睡眠、悔の4法のみと対応するが、八纏の他の無慚、無愧、嫉、慳や十纏の覆の如き法はそれらが非随眠21法中に説かれているにも拘らず纏とされていないことが判る。この点からも十二纏は説一切有部の八纏、十纏とは相当異なった法より構成されており、正量部の独自性が窺われる。

このように、非随眠は12法の纏とそれ以外の9法によって構成されている訳であるが、それでは、この非随眠という術語は如何に考えられるべきであろうか。煩惱が現行していない状態を随眠と言うのに対し、現行している覚めた状態の煩惱を非随眠であるとの如く簡単には現解できないようである。非随眠は随眠しないものという意味で解釈されるものの、恐らく根本煩惱が随眠とされ、その煩惱に従って生起する煩惱群、或いは根本煩惱ではないという理由で非随眠が設定されたのではないかと思われる。即ち、非随眠は随煩惱と同類の意義を有する術語ではないかと想起されるのである。そのことは、俱舍論に見られる随煩惱09が十纏、六垢（惱、害、恨、諂、誑、憍）等で構成されている

点、及び前述した如く随煩惱を構成する諸法との類似性からも窺い知れよう。

4

SAV の記述形式は、正量部の原典からの直接引用とそれに基づいて作者によってまとめ上げられた記述から構成されている。原典からの直接引用の部分では、文献名が具体的に明示されていないが、どれもが偈文で恐らく、同一文献から引いたものと思われる。引用される時は、*yañ gsuñs pa* 「……」 *’zes so*, *yañ* 「……」 *’zes gsuñs so* という定型句で表示される。

さて、ここで正量部の煩惱論を説く第16章「非随眠決択」と第17章「随眠決択」中の原典の引用部分をまとめて挙げておきたい。第16章では9箇所、第17章では3箇所見い出すことができる。

〔第16章「非随眠決択」〕

ma dad ño tsha med dañ sgyu //
gyo dañ rgod dañ ma brtags dañ //
bag med pa dañ dregs pa rnams //
rnam pa lña ste khams gsum skyes //
mi ston khrel med ches ’dzin rnams //
’dod dañ gzugs su rnam pa lña //
ser sna mi bzod ’gyod pa dañ //
rmugs dañ sñoms las khon du ’dzin //
phrag dog gñid dañ ’zum pa rnams //
rnam lña ’dod pa’i khams su skye //
zas kyi rgyags pa sgom spañ ño // (D. 207a⁵⁻⁶, P. 129b⁸-130a²)

’khor lo bciñ bas lña rnams kyis //
sa rnams dag dañ ma dag phyir //
drug pa las skyes dag ma dag //
gzugs can rnams kyis sbas ma sbas // (D. 209a⁷-b¹, P. 133a¹⁻²)

de ltar 'di yi gsum pa la //
 myur du zad dañ sbas pa dañ //
 dkar po ñams pa'i 'du byed ni //
 mañ du mi sgrib par 'dod do // (D. 210a⁴, P. 134a⁸)

gzugs dañ sgra dañ chos rnams la //
 dge la sogs pa rnam pa lña //
 dri ro reg bya'i khams rnams ni //
 rañ bzin luñ du ma bstan pa'o // (D. 211b³, P. 136a⁴)

mig sna yid kyi sems chos la //
 spañ min bzuñ bas drug yin no // (D. 211b⁷, P. 136b⁸)

sna sogs sems la rnam pa gñis // (D. 212a²⁻³, P. 136b⁶)

bya min gzugs ni bsgom spañ ño // (D. 212a³, P. 136b⁷)

rnam par rig byed gañ rnam lña // (D. 212a⁴, P. 136b⁸)

dri dañ ro dañ reg bya gsum //
 'di rnams bsgom pas spañ bya ñid // (D. 212a⁵, P. 137a²)

[第17章「随眠决択」]

kun 'gro chen po rmoñs pa'o //
 yid gñis dañ ni lta ba lña //
 kun 'gro chuñ ñu'o lhag ma ni //
 ñon moñs chuñ ñu'i sa pa'o // (D. 213b², P. 138b⁷⁻⁸)

kun tu 'gro bar gsuñs de gañ //

kun 'gro chuñ ñu dañ bcas pa //
 de dag sdug bsñal rgyu mthoñ bas //
 spañ byar ci ltar gsuñs śes bya //
 de 'dir 'gog pa'i gegs dañ ni //
 lam gegs ci ltar srid pa rnams //
 kun 'gro la sogs lta bu'o //
 lhag ma gañ de sa chuñ ba // (D. 213b⁷-214a¹, P. 139a⁸-b¹)

thams cad la ni dmigs pa dañ //
 rañ gi khams kyi rgyu ñid dañ //
 rañ la rjes su ñal ñid dañ //
 skal mthun kun gyi sbyor ba ni //
 kun 'gro chen po'i mthan ñid do //
 kun tu 'gro ba chuñ ñu ni //
 de ma thag tu rnam pa gsum //
 kun tu sbyor ba med śes bya //
 'dra ba rnams dañ chuñ rnams kyi //
 thams cad skal pa mñam ñid te //
 ma rig tsam dañ ltan pa ñid //
 rgyu don bag la ñal don dañ //
 rañ gi skal la sñon bñin gñis //
 'dod chags la sogs gsuñs rnams kyi //
 mtshan ñid de rnams ñid yin no // (D. 214b⁵⁻⁷, P. 140b³⁻⁶)

5

以下に SAV 第16章「非随眠決択」の和訳を試みるが、使用した版本はデルゲ版と北京版である。訳中の注意すべき術語についてはチベット訳語を付すこととする。

〔試訳〕

(D. 205a⁵, P. 127a³) 聖一切所貴部 ('phags pa mañ pos bkur ba'i sde) の聖典には、次の如く説かれる。

(1) 法、相、界、所断という四種の規定の紹介

即ち非随眠 (bag la ñal ma yin pa) は四つの因よりなる。即ち、次の如くである。法 (chos) の規定と、相 (mtshan ñid) の規定と、界 (khams) の区別と、所断 (span bya) の区別によるものである。

(2) 法の規定

その中、法の規定は次の如くである。不信、無慚、⁽¹⁾誑、⁽²⁾諂、不察、掉挙、放逸、昏沈、下劣、無愧、大執、⁽³⁾曹愞、睡眠、嫉、悔、覆、僞、慳、不忍、恨そして食不調性で、即ち二十一〔種の法〕である。

(3) 相の規定

相の規定は (D. 205b) 次の如くである。眞実を十分に勝解しないことが不信である。また、眞実でないものに対して勝解が著しく生じること⁽⁴⁾も、それは劣っている故に信でないものと知るべきである。君主でないもの (P. 127b) 如くである。善き行ないが生じる時、力がなかつたり、或いは染汚の行ないが生じる時、自在である。〔そして〕自己に対し恥じないことが無慚である。無慚を知らないところに煩惱は生じないのである。誑とは欺くこと⁽⁵⁾であり、自他に著しく転じるものである。これは、また自他の心⁽⁶⁾を欺くのである。欺かない時、煩惱による余地を得ることはないのである。諂とは心が曲っていることで、これは自己を歪めつつ、他をも正に歪めようとするものである。正真による有情の相続には煩惱は生じないのである。不察とは正しく観察しないことである。普く観察することによって生じる相続には煩惱は生じないのである。静寂でない心が掉挙である。静寂の心に煩惱が生じることはないのである。放逸とは染汚の法に随うものである。不放逸の心には煩惱の生起はないのである。これらの中、諂等五〔法〕は、〔染汚と〕相応するものと、⁽⁸⁾全く相応しないもの

がある。その中、相応するものが纏⁽⁹⁾ (kun nas dkris pa) であり、全く相応しないものが、表〔業〕の自性と無表〔業〕の自性である。五〔法〕は何であるのかと言え、即ち次の如くである。誑と諂と不察 (gzu lums)¹⁰ と掉挙と放逸である。すべての纏の心には、それらすべてが存在するのである。そしてまた、他の者を欺く時に、誑から非睡眠である〔染汚と〕相応するものすべても (P. 128a) 誑と随 (rjes) とに次々に繋がっていくことから、これら両者は纏になるのである。またその時、〔染汚と〕全く相応しない身と口の表〔業〕も、また誑と説かれる。それら〔身と口〕の表〔業〕は、表〔業〕の自性である。〔身と口の〕表〔業〕は、それらの随と共に他を欺く (D. 206a) ことにより、それらの随は無表〔業〕の自性である。同様に諂等の四〔法〕に対して〔もそのように〕説かれる。

身と心の劣なるものが惛沈である。〔それは〕 麁重という意味である。そこで、心の劣なるものは二種で、〔即ち〕 染汚と不染汚である。その〔二種の〕中で、染汚のほうは纏である。不染汚のほうは、身の無表〔業〕の自性そのものである。下劣は劣ったものの相、即ち心が収縮する自相である。この劣ったものは、事物に執着することが衰弱することから大抵生じるのである。無愧は世人の社会道德¹¹などを顧慮せず、恥じないことで、即ち悪い行ない等を知っていることである。大執は〔悪〕見を捨てないこと、即ち諸々の〔悪〕見などが正しいものでないとの見解を捨てないことである。瞢瞢¹²は鈍重な行為、即ち生起することが鈍重なことという意味である。それはまた二種あり、即ち次の如くである。心の行為が鈍重であるものは、正しく纏である。劣った身の表〔業〕のほうは、表〔業〕の自性である。睡眠とは、心の昧略である。それには二〔種〕があり、(P. 128b) 次の如くである。心と相応するものと、心と相応しないものとである。この心と相応する睡眠には二種があり、即ち次の如くである。染汚と不染汚である。その中、睡眠を愛樂することによって睡眠としてはたらく心、それが染汚であり、それが纏である。各々〔の対象〕を觀察する念を止めて、身と心を不動にしようとする、それは煩惱がないのである。心と相応しない睡眠、それはすべての行相 (rnam pa) に心と心所を昧略する。それはまた二種で、即ち次の如くである。煩惱から生じたものと、煩惱から生

じたものではないものである。その中、煩惱から生じたものは、染汚の心が滅せられるや否や直ちに生じてきたものである。〔それ以外の〕残りが煩惱から生じたもの (D. 206b) ではないものである。

嫉は他人の繁栄を耐え忍ばないことである。悔には二種があり、〔それは〕次の如くである。善いことをしたとか、私は善くないことをしたと後で苦しむことと、悪い行ない⁰⁹を為さなかったとか、私は善くないことをしたということ⁰⁹をこれらのことは為さなかったと後で苦しむことである。この後者には二種があり、即ち次の如くである。染汚と不染汚である。この中、為さざるべきことを為したこと⁰⁹と、為すべきことを為したことを後悔しつつ心を散乱したこと⁰⁹、それが染汚であり、纏である。為さざるべきことを為したこと⁰⁹と、為すべきことを為さなかったことを後悔し、心を (P. 129a) 散乱したこと⁰⁹、それが不染汚であり、非纏である。悪いことをすべて隠すことが覆である。無病などという理由で、傲り高ぶることが憍⁰⁹であり、即ち纏である。また、酒などによって心が狂喜する相が憍⁰⁹であって、それは二種あり、即ち次の如くである。染汚と不染汚である。この中、染汚は纏と相応するものである。不染汚は三種あり、〔即ち〕次の如くである。善と不善と無記である。従って、憍は〔染汚と〕相応するものである。〔そして染汚と〕全く相応しない憍とは傲れるものの表〔業〕⁰⁹の自性と無表〔業〕⁰⁹の自性である。慳は財物をすべてに施こそうとしないことである。不忍は苦しみなどを耐え忍ばないことである。それはまた二種あり、即ち次の如くである。冷たいことなどの苦痛に耐え忍ばないことと、他者が害を与えることに耐え忍ばないことである。この両者の中、他者が害を与えることに耐え忍ばないことが纏である。他は〔纏では〕ない。恨は、他者が害を与えたことを心に思い続けることである。食物を過度に摂取することによって迷悶することが食不調性である。それは二種あり、即ち次の如くである。身の表〔業〕⁰⁹の自性と、心から生じる時の纏とである。

〔以上の〕これらは諸々の非随眠の (P. 129b) 相である。

(4) 界と所断の規定

界と所断 (D. 207a) の規定は、次の如くである。即ち、不信と無慚と誑と諂

と不察と掉挙と放逸と憍とのそれら八〔法〕である。そこで、またそれらは五部あり、即ち次の如くである。欲界における苦障と集障と滅障と道障と修習による所断である。これは八〔法〕が〔各々〕五〔部づつ〕あって、四十丁度となる。同様に、色界において〔も〕八〔法〕が〔各々〕五〔部づつ〕あって、四十丁度である。同様に、無色界において〔も〕四十〔丁度〕である。四十〔各々〕が三〔界分〕あって〔合計で〕百二十となるのである。無愧と大執と覆 (mi ston pa) では、即ち欲界においてそれらは各々〔苦障など〕五部づつあって、五〔部〕が三〔法分〕で〔合計〕十五となるのである。同様に、色界において〔も〕十五となるのである。無色界には〔苦障などは〕存在しないのである。惛沈と下劣と瞢憤と睡眠と嫉と悔と慳と不忍と恨に関して、即ちこれらの九〔法〕は欲界のみである。同様に〔苦障などの〕五〔部〕に區別して、五〔部〕が九〔法分〕で〔合計〕四十五となるのである。食不調性も欲界の修習による所断のみである。

非睡眠は、界と所断の區別から〔合計〕百九十六となるのである。また説かれる。「不信と無慚と誑と諂と掉挙と不察と放逸と憍などは、五〔部〕 (P. 130a) が即ち〔各々〕三界において生じる。覆と無愧と大執などは、欲〔界〕と色界において五部が〔生じ〕、慳と不忍と悔と惛沈と瞢憤⁽³⁾と恨と嫉と睡眠と下劣などは、五部が欲界において生じ、食不調性は〔欲界の〕修習による所断が生じる。」

(5) 諸門分別

また、非睡眠は三種あり、即ち次の如くである。大遍行 (thams cad du 'gro ba chen po) と小遍行 (thams cad du 'gro ba chuñ ñu) と小地 (sa chuñ ñu pa) である。その中、大遍行は七〔法〕であり、即ち次の如くである。不信と無慚と誑と諂と不察と掉挙と放逸である。小遍行 (D. 207b) は六〔法〕であり、即ち次の如くである。睡眠と下劣と瞢憤と大執と惛沈と無愧である。小地は八〔法〕であり、即ち次の如くである。不忍と恨と嫉と悔と憍と慳と食不調性である。

また、所断から〔區別すると〕五種となって、即ち大遍行と大遍行相似

(thams cad du 'gro ba chen po lta bu) と小遍行と小遍行相似 (thams cad du 'gro ba chuñ ñu dañ mtshuñs pa) と小地である。その中、大遍行は七〔法〕に〔各々〕六〔づつ〕あって、即ち次の如くである。不信など放逸に至るまでの諸法は、欲界において苦〔諦〕が見られることによる所断が七〔法〕と、集〔諦〕が見られること (P.130b) による所断が七〔法〕と、色界において苦〔諦〕が見られることによる所断が七〔法〕と、集〔諦〕が見られることによる所断が七〔法〕と、無色界において苦〔諦〕が見られることによる所断が七〔法〕と、集〔諦〕が見られることによる所断が七〔法〕で、即ち〔これが〕大遍行〔の所断〕である。それらは〔また〕三界の滅〔諦〕の障と道〔諦〕の障が七〔法〕に〔各々〕六〔づつ〕あって、即ち、〔それが〕大遍行相似〔の所断〕である。睡眠などの六〔法〕は、苦〔諦〕の障と集〔諦〕の障が〔あって、それが〕小遍行〔の所断〕である。その〔六法が〕滅〔諦〕の障と道〔諦〕の障であるものが小遍行相似〔の所断〕である。修習による所断は、不忍など八〔法〕と、修習による所断は不信など七〔法〕と睡眠など六〔法〕で、〔それが〕小地〔の所断〕である。

これらの非睡眠(8)の中、大遍行である諸法はそれ自体で、〔そして〕小遍行である諸法は貪欲などの他のものに依って障の十門(9)から〔四〕諦の障をなすのである。〔四〕諦の障の十門は次の如くである。苦諦の障の門は四〔種〕で、〔即ち〕無常を誘る門と無我を誘る門と所知性 (zes par bya ba ñid) を誘る (D.208a) 門と無記性を誘る門である。集〔諦〕の障の門は四〔種〕で、〔即ち〕因を誘る (P.131a) 門と自業を誘る門と雑染を誘る門と清浄を誘る門である。滅〔諦〕の障の門は一〔種〕で、〔即ち〕常性を誘る門である。道〔諦〕の障の門は一〔種〕で、〔即ち〕出離(10)を誘る門である。

(6) 識の輪の相生

眼識など五識〔各々単独〕には、煩惱は相応しないものであり、生起するものでもないのである。しかし、共に受などと相応することによって〔煩惱は〕生起するものとなるし、相応するものとなるのである。根と共に識が生じる時に、諦が見られるのであるから、所断の煩惱が断滅されるその無間の縁となっ

たその各々の識は、諦が見られることと、その各々の修習の所断なのである。各々の考察 (dpyod pa) も所断によって行相が断滅されたその如くに、その行相はなるのである。

眼識などの淨 (dag pa) 或いは不淨は、〔識〕の輪の集まり⁸⁷によって大なる第六〔識〕 (drug pa chen po) から生じるのであって、〔それは〕何の故かと言え、この大なる第六〔識〕が根本地となっているが故である。この故に、眼根等の諸々の有色も大なる第六〔識〕を通して蔵されるもの (sbas pa) 或いは蔵されないものとなるのである。〔識〕の輪の集まり⁸⁸もまた〔蔵されるもの、或いは蔵されないものと〕なるその如くに説かれるべきである。そして、また貪欲によって執着して欲ある人が眼で色を見る時に、先ず現前にある集まり⁸⁹から生じる眼識は、自性が無記と (P. 131b) なるのである。この人の如き眼識は、すぐに「随い作用する (rjes su spyod pa)」という識が生じるのである。〔この識は〕これは何であるのか、或いは如何なるものであるのか、というように所縁によって把握するのであって、自性は無記性である。すぐに、「各々に作用する (so sor spyod pa)」という識が生じるのであって、〔この識は〕これは、と言われることと、このようなものである、というように明確なものであって、自性は無記性である。その「各々に作用する」〔識〕によってその色を決定する (D. 208b) 故に、すぐに大なる第六〔識〕別の名を意識と言われる愛すべきものの行相を執する識が生じるのである。この人はその大なる第六〔識〕によってこの色に執着したのであって、煩惱の貪欲と言われるそのものと共に眼根は、蔵されないで、相応しないで生じるものとなるのである。大なる第六〔識〕は蔵されないもので、相応するものと全く相応しないものである。この人の大なる第六〔識〕が、すぐにそれからこの色そのものを見たり、それと同類なるものを見ることから、大なる第六〔識〕の地〔の〕支配者が断滅される故に眼識は染汚となるのである。〔それは〕律儀 (sdom pa) でないものと相応するのである。それからすぐに「随い作用する」〔識〕は生じないのである。即ち、色を決定する故である。「各々に作用する」〔識〕が生じる時、この色は、これである、という念のみが覚醒するのである。〔それは〕不染汚で、律儀でないものと相応するのである。この人のそれからすぐに

[生じる] 染汚で、律儀⁴¹でない諸々の大なる第六 [識] (P. 132a) は、前述の如くそれらすべて長い間何度も何度も識の輪を生み、輪が壊れるまでそのままなのである。同様に、瞋 (ze sdañ) も害なうのである。慢も [害なうのである]。痴も [害なうのである]。疑も害なうのである。⁴² 諸々の見も事情に応じて多少害なうのである。眼識が断滅される如くに、⁴³ 十睡眠によって耳識はほとんど同じ声を害なうのである。鼻と舌と身の識は、修習⁴⁴による所断の睡眠である食欲、瞋、慢、痴の四 [法] によって香と味と触を事情に応じて害なうのである。[これら以外の] 他によっては [害なわ] ないのである。

輪の集まりの煩惱によって眼識などそれらは、断滅されたことと律儀でないことが生じたその如くに、⁴⁵ 清浄 (rnam par dag pa) もまた善なる輪の集まりの根本によって、事情に応じて律儀が生じるのであると知られるべきである。ここで、(D. 209a) 事情に応じて、⁴⁶ という意味は何かと言えば、[それについて] 説明しよう。輪廻の執着から退転するために欲ある或る人が眼で色を見る時、先ず現前にある集まりから生じる眼識は、自性が無記となるのである。この人の眼識からすぐに「随い作用する」 [識] が生じる (P. 132b) のであって、これは何であるのか、或いは如何なるものであるのか、というように周囲 (spyin) から把握するのであって、自性は無記性である。「随い作用する」 [識] のすぐに「各々に作用する」 [識] が生じるのであって、これは、と言われることと、このようなものである、というように明確なものであって、自性は無記性である。この人のこの色と決定する故に、それからすぐに良からぬ相を把握する大なる第六 [識] が生じるのである。良からぬ相⁴⁷を把握する大なる第六 [識] は、そこでその色を執着することから離れた時、この人は相を離れると共に、眼根は蔵され、相応せず生じるものとなるのである。大なる第六 [識] も蔵されるもので、相応するものと全く相応しないものである。この人の大なる第六 [識] からすぐにこの色そのもの [を見たり]、或いはそれと同類の色を見ることから、地の支配者の大なる第六 [識] は、浄であるという理由で、眼識は不染汚で浄となるのである。[それは] 律儀と相応するのである。それからすぐに「随い作用する」 [識] は生じないのである。即ち、色を決定する故である。「各々に作用する」 [識] が生じる時、この色は、これである、

という念のみが覚醒するのである。〔それは〕不染汚で、律儀と相応するのである。この人のそれから「各々に作用する」〔識〕からまた〔生じる〕大なる第六〔識〕は、不染汚で、律儀⁶⁷となっているのである。そのように、前述の如く、何度も何度も長い間にまた識の輪は転じて、輪は壊れるまでそのままなのである。同様に、不瞋と不味と (P. 133a) 離貪にも適用されるべきである。同様に、無記⁶⁸に〔も〕適用されるべきである。また説かれる。「五つの輪⁶⁹の束縛によって、諸地は浄と不浄の故に、〔大なる〕第六〔識〕から生じるものは浄と不浄である。諸々の有色は蔵されるものと (D. 209b) 蔵されないもの〔である〕。」と説かれている。

不善と善と無記という三性の〔識の〕輪への係わり方である〔識の輪の〕破壊の五つの因とは、即ち次の如くである。行相を断ずることと、所縁を捨てることと、執することが減少することと、執することが増大することと、第六〔識〕から第六〔識〕に移行することである。その中、愛すべきものと思って〔も〕無常と思うことから行相を断ずるのである。女子⁶⁹の身と思って〔も〕男子の身とすることから所縁を捨てる⁶⁹のである。多数と⁶⁹思って〔も〕少数と⁶⁹することから執することが減少するのである。小さいことと⁶⁹思って〔も〕大きいことと⁶⁹することから執することが増大するのである。輪に入る時、大なる第六〔識〕によって良からぬもの⁶⁹と⁶⁹思ってからすぐに大なる第六〔識〕が生じる⁶⁹ことが、第六〔識〕から第六〔識〕に移行することである。そのように〔識の〕輪が壊れる時も、またこの色が見られることから、自性が無記である眼識が生じるのである。その中、行相を断ずることと、第六〔識〕に移行することは、第六〔識〕のみに存在するのである。眼識など五識には存在しないのである。所縁を捨てることと、執することが減少することと、執することが増大することとは、第六〔識〕或いは眼 (P. 133b) 識など五識に存在するのである。

すべての〔識の〕輪を速かに破壊することは、七つの心⁶⁹においてである。次の如くである。即ち、先ず〔現前にある集まりと〕相応して生じる眼識と、それから〔生じる〕「随い作用する」〔識〕、そしてそれから〔生じる〕「各々に作用する」〔識〕、そしてそれから〔生じる〕大なる第六〔識〕と、そしてそれからまた眼識と、それから〔生じる〕「各々に作用する」〔識〕と、それから〔生

じる] 大なる第六〔識〕である。この大なる第六〔識〕の時に、輪が破壊するのである。有覆無記の輪はまた色界における善なる対象、不善なる対象、無記の対象、無覆の対象、有覆の対象各々に対し、苦〔諦〕と集〔諦〕と滅〔諦〕と道〔諦〕と修習による所断が、貪欲などを断滅することに適用されるべきである。同様に、欲界における有覆〔無記〕の輪は、身見(67)と辺執見(68)(D. 210a)とを断滅すること〔に適用されるべき〕である。纏が断滅するのは、有覆無記の眼識である。〔そして〕「各々に作用する」〔識〕でもある。無覆無記の輪は、善なる作用に弱く(69)善く作用することによって、成就 (sgrub pa) が弱くなりつつある第六〔識〕と共に眼根の蔵されたものと、有覆無記が生じるのである。また、第六〔識〕の無覆無記と善が生じるのである。第六〔識〕からすぐに、この色そのものを〔見たり〕、或いはそれと同類のものを見ることから、(P. 134a) 無覆無記の眼識が生じるのである。それから間断なく〔生じる〕「各々に作用する」〔識〕も無覆なるものである。それから第六〔識〕も無覆なるものである。これが消滅しつつある時には、第六〔識〕は成就が弱くなり、そして益々〔そのように〕なるのである。善は成就が弱くなりつつある時には、無覆無記(69)となるのである。また説かれる。「この如く(69)、この三〔性〕において速かに消滅し、蔵され、そして白いものが壊される諸行は、多くが無覆を欲するのである。」と説かれている。

そして、またある人は輪廻から退転しようと欲することによって眼で色を見る時、先ず現前にある集まりから生じる眼識は、自性が無記である。それから〔生じる〕「随い作用する」〔識〕は、自性が無記性である。それから〔生じる〕「各々に作用する」〔識〕は、自性が無記性である。それから〔生じる七つの心の〕四番目の大なる第六〔識〕は、善である。それから〔生じる〕眼識〔も〕善である。それから〔七つの心の〕七番目の大なる第六〔識〕において善の所作が弱くなった時には、善の大地は転滅しつつ、律儀のみが転入するのである(69)。これは成就が弱いのである。律儀が転入する故に、無覆無記である。また、律儀も断ぜられる時、自性は無記となるのである。〔これは〕同様に成就が弱いのである。自性が無記である一つの心からすぐに〔他の心が〕現われる時には、それ故にまた、この〔心〕は無覆無記となるのである。(P. 134b) 或

いは、また一つの心が間をおいて現われる時⁽⁶³⁾には (D. 210b), それ故に〔それは〕善の心となるのである。無覆無記とはならないのである。また、現われる⁽⁶⁴⁾ということは、大なる第六〔識〕が増大するその時に讚嘆の状態を得ていることなのである。減少するそのことから善となる〔という〕ことは、大なる第六〔識〕が下地 ('og ma) でないものと言われることなのである。

また、成就が弱くなるそのことから、所縁の成就が弱くなる〔という〕ことは何であるのかと言えば、〔それについて〕説明しよう。修習⁽⁶⁵⁾の自性の心の作用が、しばらくの間、その所作が弱くなったことが、成就が弱い〔という〕ことである。また、大なる第六〔識〕は意識である。名を所縁とすることと、相 (mtshan ma) を所縁とすることと、清浄を所縁とすることは、成就が弱いのであって、義 (don) を所縁とすることは、〔成就が弱いのでは〕ないのである。また、成就が弱い〔という〕ことは何であるのかと言えば、その成就が定 (bsam gtan) でない〔という〕ことであり、定〔への〕道ではない〔という〕ことである。その弱い成就である相〔を所縁とすること〕と、清浄〔を所縁とすること〕の両者は、成就が弱くなっている限り、修習の自性となるのである。弱い成就である名を所縁とすることは、〔修習の〕自性の作用を有するものとはならないのである。また、弱い成就が定でなく、定〔への〕道ではない〔という〕ことは、何の理由であるのかと言えば、〔それについて〕説明しよう。等至 (sñoms par 'jug pa) と〔それへの〕すべての道は、円満 (yoñs su rdsogs pa) なる安楽 (bde ba) と相応する故である。安楽という意味は、また善という意味である。安楽という意味は二種ある。即ち次の如くである⁽⁶⁶⁾。円満と円満でないものである。その中 (P. 135a) 円満である時、〔それは〕善である。円満でない時、〔それは〕無覆無記となるのである。染められたものが完成する時に、それを赤と言うのである。完成したそのものが蓮華の赤と言うのである。〔この〕二種の赤と同様に、善と無覆無記の両者が理解されるべきである。また、安楽でないものは何であるのかと言えば、〔それは〕安楽でないものが円満であることが、不善である。〔そして〕円満でないことが、有覆無記⁽⁶⁷⁾である。それは例えば、蜜蜂と胡麻の花とはその黒性が異なっているが如くである。また (D. 211a) 安楽が存在しないこと〔と〕、安楽でないものが存在

しないこと、それについてどのようにであるのかと言えば、〔それについて〕説明しよう。〔安楽と安楽でないものの〕両者が存在しないそのことは、自性が無記性と知られるべきで、〔それが〕虚空の自性⁽⁶⁹⁾である。ここで、安楽の意味は、別の名で言えば善の意味である。〔それら〕すべては纏でなく、律儀である。安楽でないものは、別の名で言えば不善である。〔それら〕すべては纏であり、律儀でないものである。

この〔識の〕輪を〔善、不善、有覆、無覆の〕四種に説くと同様に、自性が無記である〔識の〕輪も説かれるべきである。ここで、自性が無記である〔識の〕輪は、また前述の如く、「随い作用する」〔識〕は生じないのである。眼識の如くに耳識(P. 135b)においても五種の〔識の〕輪と〔その〕輪の破壊が説かれるべきである。〔五種の輪とは〕次の如くである。善の輪と無覆の輪と不善の輪と有覆の輪と自性が無記の輪である。身識は、前述の如く五種である。ここで、欲界における有覆を断ずること、色界における不善を断ずること、〔この〕両者をつにすることによって五種となるのである。そのように、欲界の〔善〕と色界の〔善〕⁽⁷⁰⁾の両者をつにして、即ち善は一番目〔の輪〕である。欲界の〔無覆〕と色界の〔無覆〕の両者をつにして、即ち無覆は二番目〔の輪〕である。欲界の不善は三番目〔の輪〕である。色界の有覆は四番目〔の輪〕である。欲界の〔自性が無記であるの〕と色界の〔自性が無記である〕⁽⁷¹⁾両者をつにして、即ち自性が無記であることは五番目の輪である。界と相応する触における身識それは輪が五種となるのである。意識もまた五種である。また〔この意識の輪には〕「随い作用する」〔識〕と「各々に作用する」〔識〕の規定は存在しないのである。即ち〔それは〕意識の独立性の理由と、大なる第六〔識〕なるものの理由とである。鼻識は有覆を断ずることによって四種である。舌(D. 211b)識は同様に五種である。それら〔鼻識と舌識〕は、輪が四種とされる、と言われている。

また、色などにおいて善(P. 136a)などが、どのようになるのかと言えば、〔それについて〕説明しよう。色・〔声〕などに対する善・〔不善〕などは、心によって為されるのであって、そのようにまた表〔業〕が善によって為されるそれらが善なのである。同様に、自性の心によって生じたことが自性である、⁽⁷²⁾

と言われる云々である。その中、表〔業〕の色と声は、善などが五種である。〔それ以外の〕残余の色と声の両者と、香と味と触のすべては、自性が無記である。法は、善などが五種である。また説かれる。「色と声と法とにおいて善などは五種で、香と味と触の諸界は自性が無記である。」と説かれている。

このように、またこれら五識の集まりの身と口の表〔業〕の善などは、第六〔識〕によって為されたのである。同様に、苦〔諦〕などが見られることによる所断も、第六〔識〕によって為されたのである。何の故にかと言えば、〔五〕識の集まりの〔身と口の〕表〔業〕の色と声との両者と、苦〔諦〕が見られることによる所断の心から生じたものが、苦〔諦〕が見られることによる所断であることによってである。そして、同様に修習による所断の心から生じたものが修習による所断であり、無漏の心から生じたものが所断でないもの云々である。無表〔業〕は、修習による所断のみである。眼識 (P. 136b) は、所断から言えば六種で、即ち次の如くである。苦〔諦〕が見られることによる所断と、集〔諦〕が見られることによる所断と、滅〔諦〕が見られることによる所断と、道〔諦〕が見られることによる所断と、修習による所断と、所断でないものとしてである。同様に、鼻識と意識と法には各々六〔種〕がある。また説かれる。「眼〔識〕と鼻〔識〕と意〔識〕の心と法においては所断でないもの〔など〕を撰することから六である。」 (D. 212a) と説かれている。また、眼識などそれらの染汚と自性は、煩惱から生じると説かれるのである。それには五種あり、即ち次の如くである。苦〔諦〕の障から修習による所断までが、事情に応じて存在するのである。また、煩惱でないものは、修習による所断と所断でないものである。鼻と舌と身の諸識は二種で、即ち次の如くである。修習による所断と所断でないものである。また説かれる。「鼻〔識〕などの心には二種がある。」と説かれている。表〔業〕の色と声の一部は、修習による所断である。また説かれる。「為すべきでない色は、修習による所断である。」と説かれている。身の表〔業〕と口の表〔業〕の両者は、所断から言えば五種である。また説かれる。「表〔業〕は五種である。」と説かれている。律儀でないものも所断から言えば五種である。その中、有色の五根の相応しないものは、律儀でないものである。(P. 137a) 五識の集まりの〔相応するもの〕と「各々に作用

する」〔識〕の相応するものは、律儀でないものである。大なる第六〔識〕も、また相応するものと全く相応しないものである。〔また説かれる。〕「香と味と触の三、これらは修習による所断である。」と説かれている⁽⁶⁾。

(7) 結 語

〔以上は〕 Daśabalaśrimitra 大師によって著された『有為と無為の決択』の⁽⁶⁾中、聖一切所貴部の聖典の教法中の「非睡眠決択」と名付く第十六章である。

〔試訳註〕

- (1) D. sgyu P. rgyu D. に従う。
- (2) D. gyo P. gye D. に従う。
- (3) D. sñom las P. sñoms las P. に従う。
- (4) D. rab tu skyed P. rab tu bskyed P. に従う。
- (5) D. sgyu ni P. sgyu na D. に従う。
- (6) D. slu ba P. bslu ba
- (7) D. 'di la ñañ g'zin P. 'di 'añ ñañ g'zan P. に従う。
- (8) D. mtshuñs par ldan pa P. tchuñs par ldan pa D. に従う。
- (9) D. mtshuñs par ldan pa P. mchuñs par ldan pa D. に従う。
- (10) D. P. 共に gzu lums で文脈上、不察となるが、訳語から考えると不可解である。
ここは一応文脈に従って gzu lums を不察とする。
- (11) D. źen pa P. źan pa P. に従う。
- (12) D. rgud ba las P. rgu dañ las D. に従う。
- (13) D. chos lugs P. ches lugs D. に従う。
- (14) D. P. 共に rig par byed pa'o とあるが、意味上ここは ma rig par byed pa'o 「知らないことである。」と読むべきではないか。
- (15) D. P. 共に ñon moñs pa med pa'o とあるが、ここは ñon moñs pa can ma yin pa'o 「染汚ではないのである。」と読むべきではないか。
- (16) D. dan pa P. ñan pa P. に従う。
- (17) D. bya ba ma yin pa P. bya ba yin pa P. に従う。
- (18) D. gcags pa P. bcags pa P. に従う。
- (19) D. kheñs pa P. khañs pa D. に従う。
- (20) D. gzeñs bstod pa P. gzeñs stod pa D. に従う。
- (21) D. P. 共に dañ とあるが、意味上より ni と解して読むべきであろう。
- (22) D. rnam par rig byed P. rnam par dag byed D. に従う。
- (23) D. rnam par b'zag pa ste P. rnam par b'zag pa ni

- (24) D. bryad po de rnams so P. bryad po rnams so
(25) D. bsgom pa P. sgom pa D. に従う。
(26) D. P. 共に mi ston pa で、文脈上覆となるが、訳語の意味から考えると不可解である。しかし、ここは一応文脈に従って mi ston pa を覆とする。
(27) D. spañ bar bya ba P. spar bar bya ba D. に従う。
(28) D. ma brtags P. ma rtags D. に従う。
(29) D. zas kyis rgyags pa P. zas kyi rgyags pa P. に従う。
(30) D. bsgom pa P. bsgoms pa D. に従う。
(31) D. bag la ñal miñ P. bag la ñal min P. に従う。
(32) D. dñios chags P. 'dod chags P. に従う。
(33) D. sgo nas P. sgo bcu nas P. に従う。
(34) D. des par 'byin pa P. ñes par 'byin pa P. に従う。
(35) D. spyod pa P. dpyod pa P. に従う。
(36) D. ci ltar P. ji ltar
(37) 'khor lo'i tshogs pas の 'khor lo は、後述の文脈から「識の輪」と解して、そのように訳す。
(38) D. tshogs pa P. 'tshogs pa D. に従う。
(39) D. byuñ ba P. byur ba D. に従う。
(40) D. gzugs de P. gthugs de D. に従う。
(41) D. sdom pa P. sdam pa D. に従う。
(42) D. omit sun 'byin par byed
(43) D. mig gis P. mig gi D. に従う。
(44) D. mi sdug pa'i P. mi sdug pa li D. に従う。
(45) D. skyes bu des chags P. skyes bu de'i chags D. に従う。
(46) D. drug pa chen pos P. drug pa chen po P. に従う。
(47) D. sdom pa P. bsdom pa D. に従う。
(48) D. de bzin P. de bzin du P. に従う。
(49) D. bciñ ba lta rnams P. bciñ bas lña rnams P. に従う。
(50) D. bud med P. bud mid D. に従う。
(51) D. btañ ba P. gtoñ ba D. に従う。
(52) D. de ma thag ñid du P. de ma thag ñad du D. に従う。
(53) D. ma yin na P. ma yin no P. に従う。
(54) D. sems 'dun pa P. sems bdun pa P. に従う。
(55) D. so so la P. so sor la D. に従う。
(56) D. sgrib pa P. sgribs pa D. に従う。
(57) D. 'jig tshogs la lta ba P. 'jigs tshogs la lta ba D. に従う。
(58) D. mthar 'dzin par lta ba P. mthar 'dzin pa lta ba D. に従う。

- 60 D. kun du P. kun tu P. に従う。
 61 D. sgrub pa P. bsgrub pa D. に従う。
 62 D. mi sgib pa P. mi sgrib pa P. に従う。
 63 D. da ltar P. de ltar P. に従う。
 64 D. do P. da D. に従う。
 65 D. sems gcig ñid P. sems cig ñid D. に従う。
 66 D. ston par byed P. stod par byed D. に従う。
 67 D. stod par byed P. bstod par byed
 68 D. 'di ltar P. 'di lta ste
 69 D. luñ ma bstan pa'o P. luñ ma bstan to
 70 D. rañ bñin P. rañ bñin P. に従う。
 71 D. gzugs kyi dañ gzugs kyi khams kyi P. gzugs kyi khams kyi P. に従う。
 72 D. rañ bñin gyi P. rañ bñin gyis P. に従う。
 73 D. sems gyi P. sems gyis P. に従う。
 74 D. 'di ltar P. ji ltar D. に従う。
 75 D. P. 共に rna ba となっているが、この直後にある引用文の箇所では sna となつており、両者は統一されなければならない。ここでは一応、後者に従って訳しておく。
 76 D. yañ min P. spañ min P. に従う。
 77 D. sna sogs P. sna tshogs D. に従う。
 78 D. bsgom P. sgom D. に従う。
 79 D. rnam par rig byed P. rnam par rig byad D. に従う。
 80 D. ces so P. zes so P. に従う。
 81 D. bsdu pa P. spro pa
 82 D. las P. la P. に従う。

註

- (1) SAV の作者、成立年代、概要に関しては、P. Skilling “The Saṃskṛtāsaṃskṛta-viniścaya of Daśabalaśrimitra” *Buddhist Studies Review* 4-1, pp. 3-23 に詳述されている。
 (2) 宮崎啓作「Stobs-bcu dpal bśes-gñen の正量部の随眠」『印度学仏教学研究』29巻1号 pp. 120-1。
 (3) 同「Stobs-bcu dpal bśes-gñen の不動決択と名づくる第二十品」『印度学仏教学研究』28巻2号 pp. 148-9。
 (4) これらの記述は、D. 63-3-7 (126a⁷) P. 12-4-3 (26a³), D. 66-1-4 (131a⁴) P. 15-1-3 (32a³), D. 68-2-3 (135b³) P. 17-2-1 (37b¹), D. 70-2-6 (139b⁶) P. 19-2-5 (42b⁵), D. 155-3-6 (310a⁶) P. 106-4-7 (261a⁷) において見られる。この中、第2番目は結集に関する記述で、これには P. Skilling の詳細な研究がある。“History and

Tenets of the Sāmmatīya School” *‘Lihn-Son’ Publication d’études bouddhologiques* No.19 1982 pp.40-52

- (5) 拙稿「正量部の随眠説——*Saṃskṛtāsāṃskṛtaviniścaya* 第17章——」『仏教大学研究紀要』第71号 pp.1-18。
- (6) 使用した版本は、デルゲ版(D)と北京版(P)である。デルゲ版：SDE DGE TIBETAN TRIPITAKA BSTAN HGYUR (東京大学文学部所蔵) 中観部(DBU MA) 13 103-1-5 (205a⁵)~106-3-6 (212a⁶)、北京版：TTP. Vol.146 53-1-3 (127a⁸)~57-1-4 (137a⁸)
- (7) 拙稿(前掲註p.7)において、これを無尋としたが、ここで不察と改める。Skt. は *aniścita* としたが定かではない。
- (8) 大正蔵26卷497頁b。
- (9) 大正蔵26卷497頁a。
- (10) 大正蔵26卷497頁b。尚、この語は『成実論』にも見い出せる。大正蔵32卷319頁c。『成実論』では二十一種の随煩惱の一法として挙げられているが、この二十一種の随煩惱と SAV の非随眠二十一法とを比較すると、対応するのは半数以下である。その他、この語は『俱舎論』においては五蓋の惛眠蓋の五食を積するところにも出ており、また Yaśomitra においては不定法の一法として説かれている。*Abhidharmakośa-bhāṣya* (AKBh) P.Pradhan ed. P.313, 大正蔵29卷110頁c, *Abhidharmakośa-vyākhyā* (AKV.) Part I. p.132.
- (11) AKBh, P.Pradhan ed. p.278, 『俱舎論』大正蔵29卷98頁c, AKV. p.443, 『順正理論』大正蔵29卷599頁b等。尚、この問題については、坂本幸男『阿毘達磨の研究』pp.380-399 等参照。
- (12) *Kathāvatthu* (PTS.) pp.499-501, 『異部宗輪論』大正蔵49卷15頁c-16頁a等。
- (13) AKBh, p.278, 『俱舎論』大正蔵29卷99頁a, AKV. p.444, *Abhidharmadṭpa* P.S.Jaini ed. p.222 等。尚、この問題については佐々木現順『煩惱の研究』pp.92-123, 三友健容「Anuśaya の語義とその解釈」『印度学仏教学研究』23卷2号 pp.(110)-(115)等に詳しい。
- (14) 『品類足論』大正蔵26卷693頁c, AKBh, P.Pradhan ed. p.312, 『俱舎論』大正蔵29卷109頁b-c等。
- (15) AKBh, P.Pradhan ed. pp.312-314, 『俱舎論』大正蔵29卷109頁b-c。